

違反した場合は罰則(過料)の対象となる場合があります

1. 喫煙禁止場所で喫煙した者：30万円以下
 2. 喫煙禁止場所に灰皿等の喫煙器具を設置した施設の管理権原者等：50万円以下
 3. 各喫煙室の技術的基準違反をした施設の管理権原者：50万円以下
 4. 喫煙目的施設の対象となる条件を満たさない管理権原者：50万円以下
 5. 各喫煙室の標識を汚損し、又は紛らわしい標識を設置した者：50万円以下
 6. 健康増進法に基づく立入検査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：20万円以下
 7. 従業員がいるにも関わらず、喫煙可能とした既存の小規模飲食店の管理権原者：5万円以下*
 8. 条例に基づく立入検査を拒否し、又は虚偽の報告等をした施設の管理権原者等：2万円以下*
- ※は条例に基づく罰則です。



喫煙可能室(喫煙可能店)の方はご注意ください

下記①～③のようなことが一つでもあると、2020年4月2日以後から営業を開始したものとみなされ、喫煙可能室(喫煙可能店)とすることができなくなりますのでご注意ください。

- ①経営者が変わった。(相続人や1年以上勤務している従業員以外の者が承継した場合、法人が経営する店舗を別法人に譲渡した場合など)
- ②業態が大きく変わった。(居酒屋がキャバレーになったなど風営法上の許可を取得又は廃止した場合など)
- ③災害、土地収用等、法律上の規定に基づく事由以外で、新築・移築・移転・大規模改修又は大規模な模様替えを行った。
①～③は一部の例のため、お店に変更が生じる際は事前にご相談ください。

受動喫煙対策を支援します！

厚生労働省の支援事業

詳細及び申込方法等は厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



受動喫煙対策特設ホームページ (標識のダウンロードもできます。)

問合せ先：受動喫煙対策に係るコールセンター 0120-251-262

<https://judokitsuen.mhlw.go.jp/>



公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの支援事業

詳細及び申込方法等はホームページをご確認ください。

問合せ先：千葉県生活衛生営業指導センター 043-307-8272

<https://www.seiei.or.jp/smoking/index.html>



千葉市受動喫煙対策PRステッカー (受動喫煙対策推進施設)

「敷地内禁煙」又は「屋内禁煙」のステッカーを配付しています。
下記問合せ先までご連絡ください。



問合せ先：千葉市保健福祉局健康推進課受動喫煙対策室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号千葉市役所高層棟5階
TEL：043-245-5201

ホームページ：<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/kenkofukushi/suishin/judokituen.html>



きれいな空気でさらに美味しく！働く人も健やかに！

【受動喫煙対策】 飲食店向け対策ブック

飲食店は原則屋内禁煙

営業時間外や客席以外の屋内も^{※1}
要件を満たした喫煙室以外は
加熱式たばこ^{※2}も含めて禁煙です。

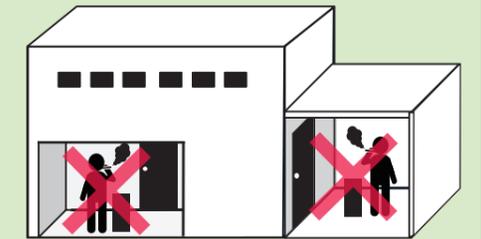
※1 従業員用休憩室やバックヤードなども含みます。
※2 代表的な製品：アイコス、ブルーム、グローなど



すべてのお店で必要な対策

- 喫煙室以外の屋内^{*}の場所に灰皿等の喫煙器具を置いてはいけません。

^{*}屋根のある建物で、側壁が概ね半分以上覆われている場所の内部は「屋内」です。ロール式オーニングやビニールカーテン等でも煙を通さない素材のものは屋根や側壁になります。一見屋外に感じられる場所でも「屋内」に該当する場合は原則禁煙です。



- 店内の喫煙室以外の場所で、たばこを吸っている(又は吸おうとしている)人がいたら、吸うのをやめるかその場から出ることを求めるよう努めてください。
- 従業員を募集するときは、お店の受動喫煙対策に関する事項を明示しなくてはなりません。

屋外に喫煙所を設ける場合は周囲に配慮を

- 屋外に喫煙所を設ける場合でも、出入口付近や人通りの多い場所、隣の建物の近くを避けるといった、受動喫煙を生じさせない配慮をしなければなりません。



屋内に喫煙室を設ける場合はお店のタイプに応じて4種類

原則は屋内禁煙ですが、事業の内容や経営規模への配慮から、お店のタイプごとに、喫煙のための各種喫煙室の設置が認められています。

喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室



喫煙目的室



喫煙可能室



設置に必要な条件と対策は次のページ

原則は屋内禁煙！喫煙室を設ける場合はこちらを必ず守ってください！！

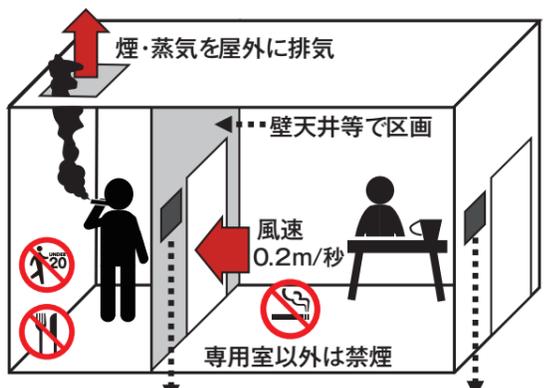
お店のタイプで設置可能な喫煙室が違います。
喫煙室は客や店員を含め、**20歳未満立入禁止**です。
見やすい場所に**標識を掲示**してください。

市が立入検査を
することがあります。

喫煙専用室



○喫煙が可能
×飲食等不可
お店の**一部**に設置可



標識を掲示

室の入口

喫煙専用室
Designated smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

お店の入口

喫煙専用室あり
Designated smoking room available

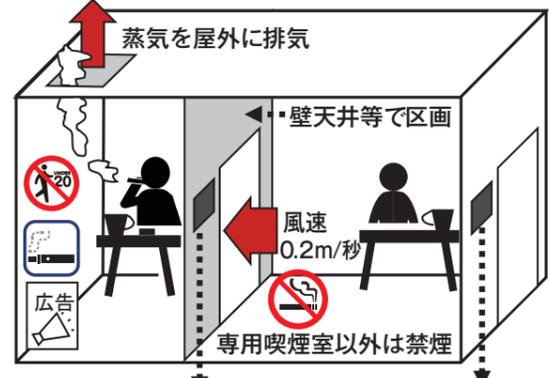
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

加熱式たばこ専用喫煙室



△加熱式たばこに限定
(紙巻きたばこは吸えない)
○飲食等可能
お店の**一部**に設置可

【設ける場合やらなくてはいけないこと】
●お店の広告・宣伝をするときは加熱式たばこ専用喫煙室があることを明示する。



標識を掲示

室の入口

加熱式たばこ専用喫煙室
Designated heated tobacco smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。

お店の入口

加熱式たばこ専用喫煙室あり
Designated heated tobacco smoking room available

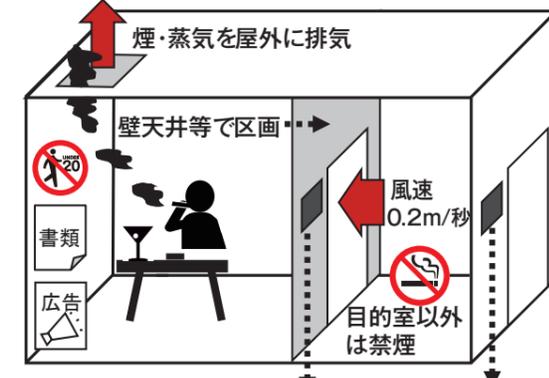
喫煙目的室

(喫煙目的店)



○喫煙が可能
△飲食等可能
(ランチ営業時を除き、自前調理した主食の提供は不可)
お店の**全部**、または**一部**に設置可

【設ける場合やらなくてはいけないこと】
●たばこ販売許可証の写し等をお店に備え付ける。
●お店の広告・宣伝をするときは喫煙目的室があることを明示する。



標識を掲示

室の入口

喫煙目的室
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

お店の入口

喫煙目的室あり
Smoking room available

お店の入口

喫煙目的店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

喫煙可能室

(喫煙可能店)



○喫煙が可能
○飲食等可能
お店の**全部**、または**一部**に設置可

【設ける場合やらなくてはいけないこと】
●客席面積が分かる図面、資本金又は出資の額(会社の場合のみ)の分かる資料をお店に備え付ける。
●お店の広告・宣伝をするときは喫煙可能室があることを明示する。
●市への届出が必要。



標識を掲示

室の入口

喫煙可能室
Smoking room

20歳未満の方は立ち入れません。
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

お店の入口

喫煙可能室あり
Smoking room available

お店の入口

喫煙可能店
Smoking area

20歳未満の方は立ち入れません。
〔喫煙〕には、加熱式たばこを吸うことができません。

一般的なお店が設置可

一般的なお店が設置可(経過措置)

喫煙を主目的とする
バー・スナック等※1が設置可

2020年4月1日以前から営業しているお店のうち
従業員のいない小規模飲食店または
風営法許可の小規模飲食店※2が設置可(経過措置)

喫煙室以外の場所(店内や共用部分などの屋内)にたばこの煙が出ないようにしてください。

- ①壁や天井でおおわれた部屋にする。
- ②換気扇などで煙や蒸気を屋外に排気する。
- ③喫煙室の出入口に、中に向けて毎秒0.2m以上の風を作る。

①～③のすべてを守ってください。

●施設内が複数階に分かれている場合、たばこの煙が喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等での他の階と区画した上で、特定の階を喫煙室とすることができる。
●お店全体を喫煙可能室とする場合は、①のみでよい。
●2020年4月1日時点で既に存在している建築物については、店側の責任とすることができない理由で②の基準を満たせない場合は、別の方法による対応が可能となります。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

※1「喫煙を主目的とするバー・スナック等」とは次の2つの条件を満たす喫煙目的施設をいいます。①たばこの対面販売(出張販売を含むが自動販売機設置は含まない)をしていること ②米飯類、パン類(菓子パンを除く)、めん類、ピザ、パイ、お好み焼きなどの通常主食と認められる食事を自前で調理して提供していないこと(ランチ営業時は提供可)
※2「従業員」とは経営者以外の社員やアルバイト等の労働基準法上の労働者です。店主のみ又は同居親族のみで経営している場合は「従業員のいない」店舗です。「風営法許可」とは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第3号まで又は同条第11項の営業許可です。風営法許可があっても、従業員がいる場合、喫煙可能室を設置しないよう努めてください。「小規模飲食店」とは個人営業又は中小企業(資本金の額又は出資の総額が5千万円以下であること等に該当する会社)による営業で、客席部分の床面積が100㎡以下の店舗です。